

「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）の新旧対照表

改 正 案	現 行
封印取付け委託要領	封印取付け委託要領
（委託に当たっての考慮事項）	（委託に当たっての考慮事項）
第4条	第4条
（1）封印取付け責任者 受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。	（1）封印取付け責任者 受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。
（2）事業場 受託者は、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。	（2）事業場 受託者は、 <u>封印取付け責任者が常駐し</u> 、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。
（3）～（5） 略	（3）～（5） 略
附則 （施行期日）	附則 （施行期日）
第1条 本通達は、 <u>令和3年8月1日</u> から施行する。	第1条 本通達は、 <u>平成30年9月1日</u> から施行する。